

台風12号災害による被災者生活支援制度一覧 (平成24年5月14日現在)

和歌山県福祉保健総務課

支援制度	給 付				貸 付	
被災状況	災害弔慰金の支給等に関する法律	被災者生活再建支援法に基づく支援金	県災害見舞金	災害義援金	災害援護資金	生活福祉資金
死者 行方不明	災害弔慰金 死亡(災害後3か月間生死不明の場合を含む)した者 生計維持者死亡 500万円 その他死亡 250万円	/	死者 5万円 行方不明 5万円 (ただし、災害弔慰金の対象となった者を除く)	死亡 100万円 行方不明 100万円 親を亡くした児童 50万円	受付は終了しました。	
負傷者	災害障害見舞金 負傷し、又は疾病にかかり治ったときに精神又は身体に両眼失明、咀嚼及び言語の機能を廃した者等 生計維持者 250万円 その他 125万円		負傷者(重傷) 5千円	負傷者(重傷) 50万円	世帯主に1か月以上の負傷がある場合 当該負傷のみ 150万円以内	緊急小口資金 10万円以内
住宅全壊 住宅半壊	/	住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯 (1)基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給 ア 全壊 100万円 イ 解体 100万円 〔半壊、大規模半壊であっても、やむを得ず解体する場合は対象。市町村発行の解体証明書が必要ですので、事前に問い合わせください。〕 ウ 長期避難 100万円 エ 大規模半壊 50万円 (2)加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給 ア 建設・購入 200万円 イ 補修 100万円 ウ 賃借(公営住宅除く)50万円 ※単身世帯は、3/4の額	全壊 1万円 半壊 5千円	全壊 50万円 半壊 25万円	世帯主に1か月以上の負傷がある場合 全壊 350万円以内 半壊 270万円以内 など	福祉費 住宅の増改築、補修 250万円以内 災害により臨時に必要な経費 150万円以内
住宅 床上浸水 長期避難の世帯		床上浸水 5千円	床上浸水 13.3万円	警戒区域に設定され2か月以上避難していた世帯 10万円	世帯主に1か月以上の負傷がない場合 全壊 250万円以内 半壊 170万円以内 など	所得制限有り 利率 緊急小口 無利子 福祉費 保証人有 無利子 福祉費 保証人無 年1.5%
お問い合わせ先	市町村	和歌山県福祉保健総務課 市町村	県福祉保健総務課	県福祉保健総務課 市町村	市町村	市町村社会福祉協議会